

# よみがえれ！伊豆諸島

## 伊豆諸島への宿泊旅行に費用を助成します！

三宅島の噴火や新島・神津島での地震により、昨年の伊豆諸島への観光旅行者は激減しました。伊豆諸島における観光事業は、地域の経済を支える大きな柱であり、その盛衰が、そのまま島の経済に反映されるといっても過言ではありません。

三宅島を除く伊豆諸島では、すでに観光客の受け入れ体制は整いつつあり、安全と言われている。しかし、観光客の減少傾向は相変わらず続いています。これは、いわゆる「風評被害」によるものではないかと思われまます。

そこで、東京都市長会、特別区長会および東京都町村会は共同して、観光産業による島の経済の回復に寄与することを目的に、「島への観光旅行に対する助成」を行うことにしました。

生活文化課(☎☎内線1411)

### 助成を受けられる方

伊豆諸島での宿泊を伴う観光旅行などを行う都民(都内へ通学・通勤する方を含む)に宿泊費を助成します。

助成金額(1人1回につき)  
 大人 旅館・ホテルに宿泊する場合：1万円、民宿に2泊以上する場合：1万円、民宿に1泊する場合：6千円  
 子ども(就学前児童の場合)：大人の半額

### 助成期間

7月1日から14年3月31日(10万人を超えるを終了)申込み

### 〈団体旅行の場合〉

代表者は、島への交通機関に予約をする。

代表者は、田無庁舎2階生活文化課にある「団体申込書兼予約確認書」を、宿泊希望の島の観光協会に郵送して、宿泊先を予約をする。

代表者は、後日、観光協会から郵送された「予約確認書」を生活文化課の窓口へ提出して、「宿泊証」を受け取る。

旅行者は、「宿泊証」に乗船証明書等航空券の半券、領収書など旅行を証明する書類を貼付し、宿泊先に提出して、精算時に差額金額を支払う。

### 〈個人旅行の場合〉

旅行者は、島への交通機関に予約をする。

旅行者は、宿泊希望の島の観光協会に宿を予約をする。観光協会から、電話で申し込み者に「宿泊先」と「宿泊証の番号」が連絡される。島に到着した旅行者は、観光協会へ「宿泊証」を受け取る。

宿泊先に到着した旅行者は、「宿泊証」に乗船証明書等(航空券の半券、領収書など旅行を証明する書類)を貼付し、宿泊先に提出して、精算時に差額金額を支払う。

島への交通機関予約先、予約受付開始時期

東海汽船 ☎03・5472・9009、2か月前から  
 エアーニッポン(株)(ANK) ☎0120・029・2222、2か月前から  
 新中央航空(株) ☎0422・31・4191、1か月前から  
 小笠原海運 ☎03・3451・5171、3か月前から  
 予約受付開始時期は、季節によって変更される場合があります。

- 御蔵島村役場総務課産業建設係 御蔵島村字入かねが沢 ☎049994・8・2121
- 八丈島観光協会 八丈島八丈町大賀郷2345 ☎04996・2・1377
- 青ヶ島村役場総務課産業建設係 青ヶ島村無番地 ☎04996・9・0111
- 小笠原村観光協会 小笠原村父島字東町 ☎04998・2・2587
- 母島観光協会 小笠原村母島字地沖港 ☎04998・3・2300



きれいな海で思いっきり遊ぼう！

## 保谷庁舎市民相談窓口

### 一時移転のお知らせ

市では、市民の皆さんの相談窓口として田無庁舎(2階)保谷庁舎(1階)で一般市民相談、各種相談窓口を開設しています。

このたび、保谷庁舎の市民相談室は改修工事のため、一時、相談場所が変更となります。改修工事中、大変ご迷惑をおかけします。お間違いないようにお気をつけください。9月から現在の場所に戻ります。

該当場所 保谷庁舎市民相談室  
 変更場所 保谷庁舎4階第2会議室  
 期間 8月1日(水)～31日(金)  
 生活文化課(☎☎内線1413)

## 無料市民相談

内容	日時	場所	問合せ
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	(田) (保)	田無庁舎の相談室(☎64・1311内線1432) 保谷庁舎の相談室(☎64・1311内線2115) 予約制以外の相談は、開始時間から受け付けます
法律相談(予約制)	7月19日・26日・27日、8月2日・3日 午前9時～正午	(田)	
人権・身の上相談(予約制)	7月17日・24日、8月7日・14日 午後1時30分～4時30分	(保)	
人権・身の上相談	7月26日、8月3日 午前9時～正午	(田)	
人権・身の上相談	7月23日、8月13日 午後1時30分～4時30分	(保)	
税務相談(予約制)	8月9日 午後1時～4時	(田)	
不動産相談(予約制)	7月19日、8月2日 午前9時～正午	(田)	
登記相談	8月9日 午後1時30分～4時30分	(保)	
表示登記相談	8月9日 午後1時～4時	(田)	
交通事故相談(予約制)	7月24日、8月1日 午後1時～4時	(田)	
年金・労災・失業保険 人事管理一般相談	7月18日、8月8日 午後1時30分～4時30分	(保)	
行政相談	8月8日 午後1時～4時	(田)	
行政手続き相談	7月27日 午後1時～4時 8月2日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
行政手続き相談	8月1日 午後1時～4時	(田)	

▶相談場所 (田)...田無庁舎2階市民相談室 (保)...保谷庁舎1階市民相談室  
 ▶予約方法 予約制の相談...電話、または来庁にて受け付けます。相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。事前予約の必要のない相談は、相談開始時間から相談会場にて受け付けます。

内容	日時	場所	問合せ
消費生活相談	毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時	田無庁舎2階生活文化課 (☎64-1311内線1431)	消費者センター 消費生活相談室 (☎25-4040)
求職・求人相談(ハローワーク)	7月19日 午後1時～4時 7月26日 午後1時～4時	田無庁舎2階口ビー 保谷庁舎4階会議室	田無庁舎市民相談室 (☎64-1311内線1432) 保谷庁舎市民相談室 (☎64-1311内線2115)
高齢者就業相談(武蔵野高齢者就業相談所)	7月19日 午後1時～4時 7月26日 午後1時～4時	田無庁舎2階口ビー 保谷庁舎4階会議室	田無庁舎市民相談室 (☎64-1311内線1432) 保谷庁舎市民相談室 (☎64-1311内線2115)
住宅増改築相談	8月3日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階口ビー 保谷庁舎1階口ビー	消費者センター (☎25-4141)
動物相談	7月18日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階展示コーナー 保谷庁舎1階口ビー	環境保全課 (☎64-1311内線2212)
児童相談	毎週月曜日午前9時～正午	田無庁舎1階子育て支援課 (☎64-1311内線1521、1522)	事前連絡が必要です
母子相談(ひとり親相談)	毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課 (☎64-1311内線2351)	事前連絡してください
身体障害者相談	8月8日 午後1時～3時	保谷保健福祉総合センター第1相談室 田無庁舎1階障害福祉課第1相談室 (☎64-1311内線1561、2346)	
知的障害者相談	7月17日 午後1時～3時		
教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分	保谷庁舎4階 田無庁舎5階	教育相談課 (☎64-1311内線2641) 電話相談(☎25-4972)
電話医療相談(田無医師会)	7月17日眼科・24日皮膚科 ・31日内科 午後1時30分～2時30分		(☎63-1100) (FAX62-2094)
電話歯科相談(田無歯科医師会)	8月10日 午後12時30分～1時30分		(☎66-2033)

\*相談の秘密は厳守します。